

# カーボン・クレジットOTC取引決済サービスの導入について

2025年12月26日

株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当取引所のカーボン・クレジット市場（以下「本市場」といいます。）では、その売買制度の設計において、流動性を集約し、価格公示機能を高める観点から、売買の区分を個々のカーボン・クレジットごとではなく、プロジェクトの方法論ごとに分類し、当該方法論ごとに一定程度標準化した売買方法を採用しております。そのため、カーボン・クレジット市場参加者が個々のカーボン・クレジットを指定して売買を行う場合には、市場外で相対による取引・決済を実施する必要がありますが、相対取引においては個々の取引に対応する契約や受渡しの実務などが煩雑となっています。

こうした状況を踏まえ、当取引所では、カーボン・クレジット市場参加者のカーボン・クレジット取引の利便性を向上し、我が国のGX推進に貢献することを目的として、市場外で成立した売買約定を本市場の売買・決済システムの機能を活用して照合、資金決済及びカーボン・クレジットの移転を実施する「カーボン・クレジットOTC取引決済サービス」（以下「本サービス」といいます。）を導入することとします。

なお、サービスの対象とする売買の区分は、まずは、個々のカーボン・クレジットに着目した売買のニーズが特に高い「森林」とし、その他の売買の区分については、カーボン・クレジット市場参加者のニーズ等を総合的に勘案し改めて検討します。

## II. 概要

項目	概要	備考
1. 本サービスを利用できる者	<ul style="list-style-type: none"><li>カーボン・クレジット市場参加者（以下「参加者」といいます。）のうち、指定クレジットを、本サービスの対象となるカーボン・クレジットが属するものにしている者とします（以下、本サービスを利用する者を「ユーザー」といいます。）。</li><li>ユーザーは、本サービスの利用に当たり、あらかじめ「カーボン・クレジットOTC取引決済サービス利用規約」（以下「サービス利用規約」といいます。）に同意し、本サービス利用規約に定めるところに従い、本サービスを利用するものとします。</li><li>ユーザーは、本サービスにおいて決済に用いるための、自己名義の預貯金口座及びクレジット口座を指定するものとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ユーザーは、売り方・買い方ともに参加者である必要があります。</li></ul>
（1）決済口座の指定		<ul style="list-style-type: none"><li>預貯金口座及びクレジット口座は、当該ユーザーが本市場において利用する口座と同一の口座とします。</li></ul>

項目	概要	備考
(2) 本サービス利用に関する料金 (3) 当取引所による監理及び調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービス利用に関する料金は、以下のとおりとします。           <ul style="list-style-type: none"> <li>照合手数料</li> <li>決済手数料</li> </ul> </li> <li>当取引所は、本サービスにおける円滑な決済確保の観点から、本サービスにおける決済に係る利用の申込み（以下「決済利用申込み」といいます。）に係る照合の状況及び決済の状況を監理するものとします。</li> <li>当取引所は、上記の監理若しくは本サービスの運営に鑑みて必要があると認める場合は、ユーザーに対し、上記当該ユーザーの本サービスの利用又は当該ユーザーのカーボン・クレジットに係る業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができるものとします。ユーザーは、報告又は資料の提出の請求を受けたときは、当取引所が定める方法により遅滞なくこれを行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当分の間は、いずれの料金も無料とします。</li> </ul>
(4) ユーザーの処分等 a. ユーザーの処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、ユーザーが、次に掲げる事項に該当する場合、必要に応じて当該ユーザーに説明を求めたうえ、本サービスの利用の停止若しくは制限又は改善要請（以下「本サービスの利用の停止等」）を行うことができるものとします。           <ul style="list-style-type: none"> <li>本サービスを利用できる者の要件を満たさなくなった場合</li> <li>カーボン・クレジット市場において売買の停止等が行われた場合</li> <li>本サービスの利用の撤回をした場合</li> <li>決済不履行等が発生した場合</li> <li>本サービス利用規約に違反した場合</li> </ul> </li> </ul>	
b. 決済不履行等を発生させたユーザーに対する措置 c. ユーザーの処分の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、決済不履行等を発生させたユーザーに対して、経緯書の徵収を行い、決済不履行等の原因及びその分析並びに再発防止対策等について報告を受けるものとします。</li> <li>当取引所が、本サービスの利用の停止等を行った場合において、本サービスの安定的な運営の観点から特に必要と認めるときは、当該ユーザー名等を公表することができるものとします。</li> </ul>	
2. 本サービスの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービスは、当取引所が設置する「カーボン・クレジット市場システム」により提供するものとします。</li> <li>ユーザーは、本市場外において約定が成立した対象クレジットの売買</li> </ul>	

項目	概要	備考
(1) 本サービスの対象クレジット	<p>約定について、本サービスを利用しようとする場合には、当該売買の当事者となるユーザー双方が当該売買ごとに当取引所に申込みを行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、当事者双方から決済利用申込みのあった売買の内容について照合が完了した場合には、当取引所は、当該売買の決済について、本サービスに係る決済機能を提供するものとします。</li> <li>本市場における売買の対象となる「J-クレジット」のうち、売買の区分が「森林」に属するカーボン・クレジットとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買の区分「J-VER（森林）」及び「J-VER（未移行）森林」は対象外とします。</li> <li>クレジット認証番号（J-クレジットの認証時にプロジェクトごとに付与される番号をいう。）単位とします。</li> </ul>
(2) 本サービスの提供日	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービスを提供する日は、本サービスの対象となるカーボン・クレジットの売買立会が行われる日と同一とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込みの内容は公表されません。</li> </ul>
(3) 本サービスの提供時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービスの提供時間は、午前8時00分から午前11時29分及び午後0時30分から午後2時59分とします。</li> </ul>	
(4) 決済利用申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーは、本サービスを利用しようとする場合は、本市場外において約定が成立した売買の内容に関する次に掲げる事項を明らかにして、当取引所に対し決済利用申込みをするものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 売買の区分</li> <li>➤ 売付け又は買付けの区別</li> <li>➤ 売買の対象となるクレジット認証番号</li> <li>➤ 数量</li> <li>➤ 価格</li> <li>➤ 売買の相手方となるユーザーの参加者コード</li> </ul> </li> <li>決済利用申込みにおいて入力可能な価格の単位は、売買立会における呼値の単位と同一とします。売買単位は、売買立会による売買と同一とします。</li> <li>当取引所は、本サービスにおいて呼値の制限値幅を設けません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所が付与する本市場の参加者コードとします。</li> <li>価格の単位：1円</li> <li>売買単位：1t-C02</li> </ul>
(5) 売買の内容の照合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、ユーザーから決済利用の申込みのあった売買の内容を照合し、その内容が売付けと買付けで一致していることを確認した場合には、当該売買約定に係る当事者となるユーザー双方が当該売買約定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、誤入力防止のため、システム上入力可能な価格の範囲を別途定めます。</li> <li>照合結果について、当該照合に係るユーザーは、当取引所による一致の確認後、即時にカーボン・ク</li> </ul>

項目	概要	備考
	<p>に係るカーボン・クレジットの移転債務及び代金支払債務の履行方法として本サービスを利用することに合意したものとみなし、当該各ユーザーに照合結果を通知することもって当該売買約定に関する本サービスの利用を承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（4）の決済利用申込みの有効期限は、当該申込みを行った当日の本サービスの提供時間内とします。</li> </ul>	<p>レジット市場システムを介して、確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の有効期限内に照合の一致のなかった決済利用申込みは、当該申込みを行った当日の午後3時00分に失効し、カーボン・クレジット市場システムから削除されます。また、当取引所はその旨を当該申込みをしたユーザーに対して通知します。</li> </ul>
(6) 決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、(5)で本サービスの利用を承諾した売買約定（以下「本サービス利用売買約定」という。）について、3. のとおり決済を実施します。</li> </ul>	
(7) 決済を実施する日	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービス利用売買約定に係る決済は、当該売買約定に係る照合が行われた日から起算して6日目（当取引所が定める本市場の休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外します。以下、日数計算について同じとします。）に実施します。</li> </ul>	
(8) 規制措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、カーボン・クレジット市場システム又はクレジット登録簿において障害が発生した場合、システムメンテナンス等により運用が停止される場合又は本サービスの運営に係る安全性確保の観点から必要と認めた場合には、本サービスの一部又は全部を臨時に停止することができるものとし、その他、必要があると認めるときは、本サービスの一部若しくは全部を臨時に停止することができるものとします。</li> </ul>	
(9) 公表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、本サービス利用売買約定について、売買の区分ごとに、本サービス利用売買約定に係る照合が行われた日の合計数量を、当取引所が定めるところにより、次に掲げる方法で公表します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所のウェブサイトでの公表</li> <li>カーボン・クレジット市場システムによる公表</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量のみとし、価格は公表しません。</li> <li>掲載時刻は毎日午後4時頃を予定しております。</li> </ul>
3. 決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボン・クレジットの授受は、ユーザーが同一決済日において行った売買立会における同一認証番号の売付けがある場合、まず売買立会における売買約定について決済を行います。その後、本サービス利用売買約定について決済を行います。</li> </ul>	

項目	概要	備考
(1) 決済の数量等の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>代金の授受は、ユーザーがカーボン・クレジット市場参加者として同一決済日において行った売買立会における売付け又は買付けがある場合、まず売買立会における売買約定について決済を行います。その後、本サービス利用売買約定について決済を行います。</li> <li>本サービス利用売買約定に係る決済は、本サービス利用売買約定を単位として、当該売買約定に係る売買区分と同一のカーボン・クレジットであって当該売買内容に係る数量に相当するものの移転及び当該売買約定に係る売買代金等（売買代金及びその消費税相当額（地方消費税を含むものとし、約定値段に約定数量を乗じて得た額を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。）とします。）の合計額をいいます。以下同じです。）の金銭の授受について、当取引所の定める方法により行うものとします。</li> <li>売り方ユーザーは、2. (4) で入力したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合は、ただちに、その旨を、当取引所に申告しなければならないものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告期限は売買約定に係る照合が行われた日から起算して4日目の午後1時00分までとします。</li> <li>当取引所所定の申告書を提出ください。</li> </ul>
(2) 支払代金及び受領代金 a. 支払代金	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払代金とは、一日における買付けに係る売買代金等を買い方ユーザーごと（市場利用規約の規定に基づき市場参加者として当該ユーザー一名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該買い方ユーザー一名義の預貯金口座又はクレジット口座単位とします。）に合算した金額をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、実際の本サービスにおける代金の支払いはユーザーが同一決済日において行った売買立会による買付けに係る売買代金等と合算して行います。</li> </ul>
b. 受領代金	<ul style="list-style-type: none"> <li>受領代金とは、一日における売付けに係る売買代金等を売り方ユーザーごと（市場利用規約の規定に基づき市場参加者として当該ユーザー一名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めている場合には、当該売り方ユーザー一名義の預貯金口座又はクレジット口座単位とします。）に合算した金額をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、実際の本サービスにおける代金の受取りはユーザーが同一決済日において行った売買立会による売付けに係る売買代金等と合算して行います。</li> <li>ユーザーは、売買の内容の照合が行われた日の翌日午前8時にカーボン・クレジット市場システムを介して自身の支払代金と受領代金を照会することができます。</li> <li>支払代金と受領代金の差引計算は</li> </ul>

項目	概要	備考
(3) 引渡しクレジット及び受取りクレジット		行いません。
a. 引渡しクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>引渡しクレジットとは、一日における売付けのうち、売り方ユーザーごと（（市場利用規約の規定に基づき市場参加者として当該ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該売り方ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座単位とします。）かつクレジット認証番号ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、実際の本サービスにおけるカーボン・クレジットの引渡しは当該ユーザーが同一決済日において行った売買立会による同一認証番号の売付けに係るクレジットと合算して行います。</li> </ul>
b. 受取りクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>受取りクレジットとは、一日における買付けのうち、買い方ユーザーごと（（市場利用規約の規定に基づき市場参加者として当該ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該買い方ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座単位とします。）かつクレジット認証番号ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、実際の本サービスにおけるカーボン・クレジットの受取りは当該ユーザーが同一決済日において行った売買立会による同一認証番号の買付けに係るクレジットと合算して行います。</li> </ul>
(4) 売り方ユーザーから当取引所へのカーボン・クレジットの事前の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>売り方ユーザーは、決済日の前日、かつ当該日の午前 11 時 00 分までにクレジット登録簿において当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、当取引所に引渡しクレジットの移転を行うものとします。</li> <li>当取引所は、買い方ユーザーによる支払代金の支払いが行われるまでの間、当該移転が行われたカーボン・クレジットを売り方ユーザーのために保有するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引渡しクレジットと受取りクレジットについては、同一のユーザーにおけるカーボン・クレジットの数量の差引計算は行いません。</li> </ul>
(5) 買い方ユーザーによる支払代金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い方ユーザーは、決済日の当日、かつ当該日の午前 11 時 00 分までに、当取引所が指定する金融機関に開設した当取引所名義の預貯金口座への振込みにより、当取引所に支払代金を支払うものとします。</li> <li>当取引所は、当該振込みが行われた支払代金を売り方ユーザーのために受領するものとします。売り方ユーザーは、当取引所が当該支払代金を受領した時点で、買い方ユーザーから支払代金を受領したものとし、以後、買い方ユーザーに対して代金の支払いを請求することはで</li> </ul>	

項目	概要	備考
	<p>きないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、(5)で支払代金の支払い（全額が振り込まれた場合に限ります。）を受けた時点以降、当該支払代金の決済単位に係るカーボン・クレジットのうち、当取引所が売り方ユーザーのために保有しているものを当該決済単位に係る買い方ユーザーために保有するものとし、それをもって、当該売り方ユーザーは、当該決済単位に係るカーボン・クレジットを当該買い方ユーザーに移転したものとします。</li> <li>当取引所は、決済日の午前 11 時 00 分以降に、売買約定の決済に係る受領代金を、同日中に、売り方ユーザーがあらかじめ指定した預貯金口座に振り込みます。</li> <li>当取引所は、支払代金の支払いを受けた後、決済日の午前 11 時 00 分以降に、受取りクレジットを、同日中に、買い方ユーザーがあらかじめ指定したクレジット口座に移転します。</li> </ul> <p>本サービスにおいて行われた決済に係る適格請求書の作成、授受等は、媒介者交付特例を適用し、当取引所が行います。</p> <p>当取引所は、売り方ユーザーに代わり、買い方ユーザーに対し決済日以降速やかに、決済単位ごとに当取引所の社名及び登録番号を記載した適格請求書を電磁的記録にて提供するものとします。</p> <p>当取引所は、売り方ユーザーに対し、決済日以降速やかに、当該適格請求書に記載された事項のうち買い方ユーザー情報の記載を省略した精算書を電磁的記録にて提供するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書とは、消費税法 57 条の 4 第 1 項に規定する適格請求書のことをいいます。</li> <li>媒介者交付特例とは、媒介又は取次ぎを行う者が渡方当事者に代わって適格請求書を交付する制度（消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）<sup>1</sup>第 70 条の 12）のことをいいます。</li> <li>登録番号とは消費税法第 57 条の 2 第 4 項に定める登録番号のことをいいます。</li> <li>当取引所からユーザーへの適格請求書等の提供は、当取引所が指定する方法により行います。</li> </ul>

<sup>1</sup> 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）による改正後の消費税法施行令をいいます。

項目	概要	備考
4. 本サービス利用の申込みの撤回	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービス利用売買約定に係る照合を実施した日以降、本サービスにおける決済が完了するまでの間に、本サービス利用売買約定の解除その他本サービスにおける決済を行うことが適当でない事由（以下「解除等事由」という。）が発生した場合には、本サービス利用売買約定に係る売り方ユーザー及び買い方ユーザーは、直ちに、本サービスの利用の申込みの撤回について当取引所に申請しなければなりません。</li> <li>当該申請の期限は、売買内容の照合が行われた日の翌日から起算して3日目（決済日の2日前）の午後1時00分までに、該当する本サービス利用売買約定と解除等事由を申請するものとします。</li> <li>当取引所は、当該ユーザー双方からの申請があり、かつ、申請内容が一致した場合には、当該申請に係る利用の撤回を認め、当該本サービス利用売買約定に関する承諾を取り消し、以降の手続きを行いません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の本サービスの利用の申込みの撤回に係る申請は、カーボン・クレジット市場システムを利用して行なうことはできず、当取引所に予め連絡の上、当取引所が定める利用撤回申請書を当取引所に提出することにより行います。</li> <li>左記申請の期限以降に解除等事由が発生した場合には、本サービスの外で又は別途の本サービス利用売買約定として、当該ユーザー間におけるクレジットと代金の返還を行うものとします。</li> </ul>
5. 決済不履行等に伴う取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーが本サービス利用売買約定に係る決済を履行しない場合又はその履行が困難である場合として次の（1）から（4）までに掲げる場合には、当該本サービス利用売買約定に関する利用承諾を取り消し、決済に係る以降の手続きは行わず、行われた決済については原状回復します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サービス利用売買約定に係る決済において、決済不履行等が発生した場合、当該決済単位に関連し、当取引所に移転したクレジット又は当取引所に振り込んだ代金はユーザーに返還されます。</li> </ul>
(1) 決済日以前のカーボン・クレジットの移転困難の判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済日以前に、本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットの移転が困難であることが判明した場合には、売り方ユーザーは、直ちに、その旨を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければなりません。</li> <li>当該申告の期限は、売買内容の照合が行われた日の翌日から起算して3日目（決済日の2日前）の午後1時00分までに当取引所に該当する決済単位と移転困難である理由を申請するものとします。</li> <li>当取引所は、当該申請に基づき、決済日以前のカーボン・クレジットの移転が困難であると認めた場合には、以降の手続きを行いません。</li> <li>当取引所は、以降の手続きを行わないこととした場合には、当該決済の相手方である買い方ユーザーに対して、売買内容の照合が行われた日の翌日から起算して3日目（決済日の2日前）の午後4時00分までに連絡するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以降の手続きを行わないことによって訂正された支払代金と受領代金についても、カーボン・クレジット市場システムを介して照会することができます。</li> </ul>
(2) カーボン・クレジットの移転困難の判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済日の前日の午前11時00分において、売り方ユーザーによる当取           </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する決済単位と移転困難である理由を申請するものとします。</li> </ul>

項目	概要	備考
クレジットの移転不履行	引所への引渡しクレジットの全部又は一部の移転が行われなかった場合は、当該引渡しクレジットに係る本サービス利用売買約定に係るサービス利用に係る当取引所の承諾を取り消し、以降の手続きを行いません。	スにおいて照合が行われた売買に係る決済における決済単位の一部のカーボン・クレジットの移転を行った場合には、移転済みのカーボン・クレジットを当取引所から売り方ユーザーに返還します。
(3) 代金の支払不履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済日において、支払时限までに買い方ユーザーから支払代金の全部又は一部の支払いが行われなかった場合には、当取引所は、当該ユーザーが買い方となっている本サービス利用売買約定に係る当取引所の承諾を全て取り消し、以降の手続きを行いません。</li> <li>当該買い方ユーザーが支払代金の一部を当取引所に振り込み済みであるときは、当該代金を当取引所から買い方ユーザーに返金します。</li> <li>当取引所が決済日の前日に移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを売り方ユーザーに返還するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、支払いを行わなかった買い方ユーザーが、本サービス利用売買約定に係る売り方であった場合、当該売り方となる決済については、5. に規定する決済不履行等に該当しない限り、通常どおり手続きを行います。</li> </ul>
(4) ユーザーの利用の停止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーが、本サービスの利用の停止等又は参加者として売買立会における売買の停止等を受けた場合であって、当該売買の停止等の効力発生前に本サービス利用売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたときには、当取引所は当該ユーザーが当事者になっている本サービス利用売買約定に係る当取引所の承諾を取り消し、以降の手続きを行わないものとします。</li> <li>当取引所が決済日の前日に移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを売り方ユーザーに返還するものとします。</li> </ul>	

### III. 実施時期（予定）

- 2026年3月18日（予定）よりサービスを開始します。

以上